

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称			
4	川内原子力発電所に係る広報・調査等交付金事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		阿久根市		
交付金事業実施場所	阿久根市			
交付金事業の概要	<p>放射線を営む原子力発電に関する知識等について、市民の一層の普及・啓発が必要であり、国策であるエネルギー政策の動向や原子力発電所等に関する情報収集並びに原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整を行うため、広報調査事業を実施した。</p> <p>(調査事業)</p> <p>①研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力関係研修への参加</li> </ul> <p>②情報収集整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞等情報媒体からの情報収集整理</li> </ul> <p>(広報事業)</p> <p>①広報配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「原子力だよりかごしま」を4月、12月、3月に約8,000戸配布</li> <li>・子育て層主婦・保育園・幼稚園教諭・病院関係者向け原子力関係パンフレットを購入し、対象者へ配布</li> <li>・広報に係る事務消耗品を購入</li> </ul> <p>②知識・情報普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力に関する情報等を広報するために使用する特殊な機器のメンテナンス</li> <li>・原子力に関する情報等を広報するために使用する広報用機器の整備</li> </ul>			
総事業費	861,922	交付金充当額 (経済産業省分)	861,922	
交付金事業の成果目標	・川内原発周辺30km圏内の住民はもとより、市内全域の県民に対して分かりやすい情報発信を行い、原子力発電に対する市民の理解促進に寄与します。			
交付金事業の成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力関係研修:年2回(各3名) ⇒ 6人の参加</li> <li>・パンフレット配布:年100人(令和2年新規に子供を出生した母親) ⇒ 100人に配布</li> <li>・広報紙「原子力だよりかごしま」を市内全戸(約8,000戸)配布 ⇒ 市内自治会の世帯への配布率100%、さらに市HPでの周知により、幅広く理解促進を図る</li> </ul>			
交付金事業の成果及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に予定していた原子力に係る研修参加については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため参加を見送り成果指標を達成することができませんでしたが、今後はオンライン開催の研修に積極的な参加をすることで継続して各分野における職員の参加を推進していきます。</li> <li>・原子力関係パンフレット「おかあさんの「？」に答えるたいせつな放射線の話」の購入・配布については、市庁舎をはじめ関係施設にパンフレットを設置し、来庁された市民(特に令和3年新規に子供を出生した母親)に対して積極的な配布を試みましたが、目標の100人への配布を達成することができませんでした。今後、広報活動を通して、原子力発電に係る理解向上を推進していきます。</li> <li>・4月、12月、3月に市内約8,000戸に「原子力だより」を配布し、原子力発電の基本的な内容に対する知識の普及を図りました。今後も全戸配布を継続し、原子力発電に係る理解向上を市内全域へ広めていきます。</li> </ul>			
交付金事業の契約の概要				
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
	広報・調査等交付金事業用新聞購読料	—	南日本新聞販売株式会社阿久根営業所	166,716
	広報・調査等交付金事業用新聞購読料	—	読売センター阿久根	77,916
	「原子力だより」仕分け・梱包業務委託	随意契約(少額)	有限会社福崎印刷所	54,000
	原子力に関する知識普及用パンフレット購入	随意契約(少額)	一般財団法人原子力文化財団	74,560
	原子力に関する広報用カメラ購入	随意契約(少額)	山口紙店	233,750
	原子力に関する知識普及用放射線測定用の機器の校正・修繕	随意契約(特命及び少額)	株式会社千代田テクノル川内営業所	254,980
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無				
無				

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。